

確 認 書

(プレジャーボート使用者用)

令和7年9月30日付け琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号による琵琶湖における「遊漁者による引縄釣（釣糸および釣針を有する漁具を、船舶を使用して引きまわして行う釣漁法をいう。）および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法（ビワマスの採捕を目的としたものに限る。）」の承認にあたり、下記のことを確認いたします。

記

- 1 令和7年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号の規定に基づく承認の申請手続、承認基準およびその他必要な事項3（1）に定める、いずれの承認基準も満たしています。
- 2 本委員会指示および関係法令等を順守します。
- 3 採捕したビワマスを販売しません。また、自ら経営する飲食店等で提供しません。
- 4 採捕したビワマスを自己で消費する目的以外で、水産加工業者、鮮魚店、飲食店、スーパー等流通業者、ホテル・旅館等に、無償であっても持ち込みません。
- 5 ビワマスの資源保護に十分に配慮します。
- 6 漁具をはじめ他の船舶、港湾・漁港などの施設および他者に損害を与えないようにします。
- 7 滋賀県水産課が行う監視業務に協力します。

上記のことに反した場合は、承認および標旗を返納します。

(宛先)

琵琶湖海区漁業調整委員会

年 月 日

整理番号

住所

氏名（署名）

※記名と押印をもって署名に代えることができます